

# 山口県報

平成18年  
4月4日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課).....一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課).....三

農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示の一部改正  
(環境政策課).....四

土地改良事業施行の同意(農村整備課).....四

漁業権に係る登録の抹消(水産振興課).....四

漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....五

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(三件)(港湾課).....五

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催(自然保護課).....七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....八

土地改良区役員の出出(農村整備課).....八

入会林野整備計画認可の申請に関する決定(森林企画課).....八

公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課).....九

流域下水道に係る指定管理者の指定(都市計画課).....一〇

教委告示

技能教育のための施設の指定.....一

教委公告

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定.....一

監査公表

監査公表(二件).....二

### 山口県告示第二百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年四月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 永岡鋼業株式会社  
住 所 光市浅江五丁目二三番二一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 永岡鋼業株式会社光工場  
所 在 地 光市浅江五丁目二三番二一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
六五	五〇	平成一八、 四、二五	平成一八、 四、二五	平成一八、 四、二五
"	一〇	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。



山口県告示第二百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年四月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 永岡鋼業株式会社

住 所 光市浅江五丁目二三番二一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 永岡鋼業株式会社光工場

所在地 光市浅江五丁目二三番二一号

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十一号の五のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。  
排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 7	No. 6
排水口	排水口
"	"
"	"
"	"
"	"
"	〇・五
"	—
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
"	"
一〇	二五
一五	三〇

排水口	項目	排出水の汚染状態の値	
		通常	最大
通	水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大
		通常	最大
通	化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大
		通常	最大
通	浮遊物質 (mg/l)	通常	最大
		通常	最大
通	鉱油類 (mg/l)	通常	最大
		通常	最大
通	窒素 (mg/l)	通常	最大
		通常	最大
通	リン (mg/l)	通常	最大
		通常	最大
通	排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常	最大

No. 7		No. 6		No. 5		No. 4		No. 2		No. 1	
排水口		排水口		排水口		排水口		排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七	六・八	七	六・八		六・八	七	七・二		〃	〃	七
八〃六	七・六	八〃八	七・六		七・九	八〃八	七・五		〃	〃	八〃六
〃	〃	〃	一		〃	〃	一		〃	〃	一〇
〃	〃	〃	二		〃	〃	二		〃	〃	二〇
〃	〃	〃	〇・五		〇・五	〃	一		一〇	七・一	一〇
〃	〃	〃	一		一	〃	二		二〇	〃	一五
〃	〃	〃	検出せず		〃	〃	検出せず		〃	〃	検出せず
〃	〃	〃	一		〃	〃	一		〃	〃	二六・七
〃	〃	〃	二		〃	〃	二		〃	〃	三一・六
〃	〃	〃	一		〃	〃	一		〃	〃	二・二
〃	〃	〃	二		〃	〃	二		〃	〃	二・四
一〇	一五	二五	五		三〇	四	〇・五		一二五	一〇〇	〇
一五	二〇	三〇	一〇		四〇	七	一		一七〇	〃	一五〇

山口県告示第二百七号

農業災害補償法第十六条第二項ただし書に規定する基準の設定に関する告示（昭和三十九年山口県告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

「佐波郡、吉敷郡」を削る。

山口県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、

平成十八年四月四日

市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

山口県知事 二井 関 成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
山口市	船津上地区	かんがい排水	平成一八、三、二七
〃	安導寺地区	ため池の整備	〃
〃	姫ヶ迫地区	〃	〃

山口県告示第二百九号

次のとおり漁業権の放棄があったので、平成十八年三月二十三日当該漁業権に係る登録を抹消した。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

漁業権の番号 免許年月日 漁業権者の住所及び名称 漁業権の放棄  
 区第二七〇号 平成十五年九月 岩国市中津町二丁目一五番 年 月 日  
 二五号 平成十八年二月 十七日  
 岩国市漁業協同組合

山口県告示第二百十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

下関市西部加入区

山口県告示第二百十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

基礎工	種	延長
一六三メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年四月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年四月四日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。  
その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

**山口県告示第二百十二号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	六九・四メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年四月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 

平成十八年四月四日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。
- 四 その他
 

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

**山口県告示第二百十三号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第三工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

基礎工	種	延長
		六六メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
    - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成十八年四月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が千以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年四月四日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一―一七八七)にすること。



(一九三) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 公聴会において聴こうとする案件
  - 特別保護地区の指定
- 二 公聴会の日時及び場所
  - 指定しようとする 特別保護地区
  - 日 時 場 所

菅野湖鳥獣保護区特別 平成一八、五、二五 周南市大字須々万本郷一―五三の三  
保護地区 午前一〇時 周南市林業研修センター

(一九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十一月二十二日山口県公告(六一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年四月四日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び萩市商工観光部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ萩店

所在地 萩市大字土原五一九

二 意見の概要

交通に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(一九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下松市大藤谷土地改良区 理事 正下 悦男 下松市大字大藤谷四六〇

藤井 悟 三六四

藤井 康之 六五

藤井 照幸 一四七の三

藤井 仁 四四八の二

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

下松市大藤谷土地改良区 理事 正下 悦男 下松市大字大藤谷四六〇

藤井 三郎 四〇三

藤井 悟 三四六

藤井 康之 六五

藤井 照幸 一四七の三

藤井 仁 四四八の二

藤井 忠明 三五〇の一

崎重 輝明 大字末武上一〇三二

藤井 十四日 大字大藤谷二四七の二

藤井 教正 七一

柳 安彦 三九三

(一九六) 入会林野整備計画認可の申請に関する決定

次の入会集団に係る入会林野整備計画の認可の申請は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定により、適当であると決定したので、同条第四項の規定により、その決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 入会集団の名称等

名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名

栢木入会林野整備組合 美祢郡秋芳町大字嘉万三八九 安藤 進

- 二 縦覧の期間  
平成十八年四月五日から同年五月八日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部森林企画課及び山口県美祢農林事務所並びに秋芳町役場

(一九七) 公園施設に係る指定管理者の指定  
山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。  
平成十八年四月四日  
山口県知事 二井 関成

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
維新百年記念公園	陸上競技場、テニス場、球技場、ラグビー・サッカー場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

- 一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人山口県施設管理財団 山口市吉敷三九九五番地一
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
山口県立江汐公園	テニス場、キャンプ場及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	山陽小野田市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
山陽小野田市 山陽小野田市日の出一丁目一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
片添ヶ浜海浜公園	テニス場、オートキャンプ場及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	周防大島町

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
周防大島町 周防大島町大字小松二二六番地二

- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
萩ウェルネスパーク	野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
柳井ウェルネスパーク	テニスコ場、温泉水利用型健康運動施設及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	柳井市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
柳井市 柳井市南町一丁目一〇番二号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
- (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

(二九八) 流域下水道に係る指定管理者の指定

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第三条の規定により、流域下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月四日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水

道の処理区域の所在する市町

名 称	道の処理区域の所在する市町
周南 流域 下水道	岩国市、光市及び周南市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容  
施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	道の処理区域の所在する市町
田布施川 流域 下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容  
施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



山口県教育委員会告示第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の二第一項の規定により、技能教育のための施設を次のとおり指定した。

平成十八年四月四日

山口県教育委員会

- 一 技能教育のための施設の名称及び所在地  
山口UK学院 宇部市松島町一七番二五号
- 二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
連携措置に係る科目  
連携措置に係る科目に対応する  
高等学校の科目
- 簿記
- 三 指定年月日  
平成十八年三月二十四日

公 告

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月四日

山口県教育委員会

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間



監査公表第 1 号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第109条第 4 項の規定による監査について、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成18年 4 月 4 日

山口県監査委員	村 田 哲 雄
同	小 泉 利 治
同	竹 田 義 廣
同	村 田 義 博

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監査年月日	監査委員名
人事課	平成17年10月19日	村 田 博
財政課	" " 14日	" "
税務課	" " 19日	" "
県民生活課	" " 21日	小 泉 利 治
文化振興課	" " "	" "
環境政策課	" " "	" "
生活衛生課	" " 14日	" "
廃棄物・リサイクル対策課	" " "	" "
厚政課	" " 18日	村 田 哲 雄
医務課	" " "	" "
健康増進課	" " "	" "
児童家庭課	" " 14日	小 泉 利 治
商政課	" " 7日	竹 田 義 廣
新産業振興課	" " "	" "
農政課	" " 14日	村 田 哲 雄
農村振興課	" " "	" "
経営普及課	" " "	" "
畜産課	" " 11日	竹 田 義 廣

林政課	" "	" "	" "	" "	" "
漁政課	" "	" "	" "	" "	" "
監理課	" "	" "	" 21日	" "	" "
道路建設課	" "	" "	" "	" "	" "
都市計画課	" "	" "	" 14日	" "	村 田 博
河川開発課	" "	" "	" 21日	" "	竹 田 義 廣
建築指導課	" "	" "	" 14日	" "	村 田 博
住宅課	" "	" "	" 17日	" "	" "
監査委員事務局	" "	" "	" 18日	" "	小 泉 利 治
労働委員会事務局	" "	" "	" "	" "	" "
人事委員会事務局	" "	" "	" "	" "	" "
教育庁教育政策課	" "	" "	" 12日	" "	村 田 博
教職員課	" "	" "	" "	" "	" "
指導課	" "	" "	" "	" "	" "
社会教育課	" "	" "	" 7日	" "	竹 田 義 廣
人権教育課	" "	" "	" 11日	" "	村 田 博
文化財保護課	" "	" "	" "	" "	" "
保健体育課	" "	" "	" "	" "	" "
警察本部会計課	" "	" "	" 17日	" "	" "
東京事務所	" "	" "	" 11月18日	" "	" "
柳井県税事務所	" "	" "	" 11月11日	" "	" "
防府	" "	" "	" 11月25日	" "	" "
萩	" "	" "	" 15日	" "	村 田 哲 雄
柳井県民局	" "	" "	" 11月11日	" "	村 田 博
萩	" "	" "	" 11月25日	" "	村 田 哲 雄
大阪事務所	" "	" "	" 24日	" "	小 泉 利 治
産業技術センター	" "	" "	" 18日	" "	" "
岩国農林事務所	" "	" "	" 12月19日	" "	竹 田 義 廣
田布施	" "	" "	" 1月10日	" "	村 田 博
周南	" "	" "	" "	" "	" "
山口	" "	" "	" 11月24日	" "	竹 田 義 廣
美祢	" "	" "	" 18日	" "	小 泉 利 治
下関	" "	" "	" 10月25日	" "	村 田 哲 雄
長門	" "	" "	" 12月19日	" "	村 田 博

萩	"	"	11月15日	村	田	哲	雄	教育研修所	"	"	20日	小	泉	利	治
大島農地建設事務所	"	平成18年1月30日	村	田	義	廣	博	萩美術館・浦上記念館	"	"	11月29日	村	田	義	博
東部家畜保健衛生所	"	" 10日	村	田	博	"	"	安下庄高等学校	"	"	"	"	"	"	"
中部	"	平成17年11月24日	竹	田	義	廣	雄	久賀	"	"	12月21日	"	"	"	"
北部	"	" 15日	村	田	哲	博	"	岩国	"	"	"	"	"	"	"
下関水産振興局	"	平成18年1月31日	村	田	博	"	"	岩国工業	"	"	"	"	"	"	"
柳井水産事務所	"	平成17年12月21日	"	泉	利	治	博	広瀬	"	"	" 1日	竹	田	義	廣
防府	"	" 20日	小	泉	利	治	博	高森	"	"	11月29日	村	田	義	博
萩	"	平成18年1月23日	村	田	博	"	"	熊毛南	"	"	"	"	"	"	"
玖珂土木事務所	"	" 2月10日	"	"	"	"	"	光丘	"	"	"	"	"	"	"
柳井土木建築事務所	"	" 1月11日	"	田	義	廣	博	下松	"	"	平成18年2月23日	"	"	"	"
大島土木事務所	"	" 31日	竹	田	博	"	"	華陵	"	"	平成17年11月29日	"	"	"	"
防府土木建築事務所	"	平成17年11月25日	村	田	博	"	"	熊毛北	"	"	"	"	"	"	"
山口	"	" 24日	竹	田	義	廣	博	徳山北	"	"	12月21日	"	"	"	"
阿東土木事務所	"	" 24日	"	泉	利	治	博	鹿野	"	"	"	"	"	"	"
宇部土木建築事務所	"	平成18年1月12日	小	泉	利	治	博	徳山商業	"	"	平成18年2月23日	"	"	"	"
美祢土木事務所	"	平成17年10月25日	村	田	哲	博	雄	徳山工業	"	"	"	"	"	"	"
下関土木建築事務所	"	平成18年1月30日	村	田	博	"	"	防府	"	"	"	"	"	"	"
豊田土木事務所	"	平成17年10月25日	村	田	哲	博	雄	防府西	"	"	"	"	"	"	"
長門土木建築事務所	"	" 12月19日	村	田	博	"	"	防府商業	"	"	"	"	"	"	"
萩	"	平成18年1月23日	"	泉	利	治	博	佐波	"	"	平成17年12月21日	"	"	"	"
岩国港湾管理事務所	"	平成17年12月19日	竹	田	義	廣	治	西京	"	"	平成18年2月23日	"	"	"	"
周南	"	平成18年1月24日	小	泉	利	治	博	山口農業	"	"	平成17年11月29日	"	"	"	"
宇部	"	" 12日	"	泉	利	治	博	宇部	"	"	平成18年2月23日	"	"	"	"
錦川総合開発事務所	"	平成17年12月1日	竹	田	義	廣	治	宇部中央	"	"	"	"	"	"	"
宇部小野田湾岸道路建設事務所	"	平成18年1月12日	小	泉	利	治	博	宇部西	"	"	"	"	"	"	"
菅野夕久管理事務所	"	" 24日	"	泉	利	治	博	小野田	"	"	"	"	"	"	"
岩国教育事務所	"	平成17年12月21日	村	田	博	"	"	厚狭	"	"	"	"	"	"	"
柳井	"	平成18年1月11日	"	泉	利	治	博	美祢	"	"	平成17年11月29日	"	"	"	"
周南	"	" 10日	"	泉	利	治	博	大嶺	"	"	12月21日	"	"	"	"
防府	"	平成17年11月29日	"	泉	利	治	博	田部	"	"	"	"	"	"	"
厚狭	"	" 12月21日	"	泉	利	治	博	西市	"	"	平成18年1月13日	"	"	"	"
下関	"	" 11月29日	"	泉	利	治	博	長府	"	"	平成17年12月21日	村	田	哲	博
萩	"	" 12月21日	"	泉	利	治	博	下関南	"	"	11月29日	"	"	"	"

下関第一	"	"	12月21日	"	"
響	"	"	"	"	"
豊北	"	"	11月29日	"	"
下関工業	"	"	12月21日	"	"
大津	"	"	11月29日	"	"
日置農業	"	"	平成18年1月23日	村田	哲雄
水産	"	"	平成17年11月29日	村田	博
萩	"	"	平成18年1月23日	"	"
萩商業	"	"	平成17年12月21日	"	"
徳佐	"	"	"	"	"
盲学校	"	"	11月29日	"	"
響	"	"	"	"	"
徳山養護学校	"	"	平成18年2月23日	"	"
防府	"	"	"	"	"
豊浦	"	"	平成17年12月21日	"	"
大島警察署	"	"	平成18年1月31日	竹田	義廣
玖珂西	"	"	平成17年12月21日	村田	博
平生	"	"	平成18年2月23日	"	"
下松	"	"	"	"	"
周南西	"	"	1月24日	小泉	利治
小郡	"	"	2月23日	村田	博
厚狭	"	"	"	"	"
豊田	"	"	平成17年12月21日	"	"
小串	"	"	"	"	"
美祢	"	"	平成18年2月23日	"	"
長門	"	"	1月	村田	哲雄
萩	"	"	平成17年12月21日	村田	博
阿東	"	"	"	"	"
江崎	"	"	"	"	"
長府	"	"	平成18年2月23日	"	"
彦島	"	"	1月13日	村田	哲雄
下関水上	"	"	"	"	"
監査の結果	"	"	"	"	"

財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

生活衛生課

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っているものがあった。

廃棄物・リサイクル対策課

一般廃棄物処理施設設置許可申請等手数料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。

なお、現在は、消印済みである。

厚政課

介護福祉士修学資金返納金の収入未済があった。

医務課

保健師等修学資金返納金の収入未済があった。

児童家庭課

1 児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。

2 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあった。

経営普及課

農業改良資金貸付金及び農業改良資金貸付金違約金の収入未済があった。

教育庁人権教育課

高等学校進学奨励費の収入未済があった。

山口農林事務所

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあった。

美祢農林事務所

1 通勤手当の支給額を誤っているものがあった。

- なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 2 薬品出納簿及び薬品使用簿に払出数量を登記していないものがあつた。  
なお、現在は、登記済みである。

下関水産振興局

各種漁港施設の敷地の使用料及び占有料の収入未済があつた。

柳井水産事務所

- 1 旅費の支給額を誤っているものがあつた。  
なお、過渡しとなった金額については返納済み、不足額については追払い済みである。
- 2 物品修繕契約において、契約の相手方から見積書を提出させていないものがあつた。

防府水産事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する備品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

玖珂土木事務所

- 1 県営住宅家賃の収入未済があつた。
- 2 河川区域内の土地の占有料及び道路の占有料の調定をしていないものがあつた。
- 3 道路の占有料の調定の時期が遅延しているものがあつた。
- 4 年間の予定使用量を超える切手を保有していた。

柳井土木建築事務所

収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金額を誤っているものがあつた。

山口土木建築事務所

普通財産の売払代金の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。

阿東土木事務所

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

美祿土木事務所

収入証紙の売りさばき代金の調定において、会計年度を誤っているものがあつた。

豊田土木事務所

- 1 収入証紙による手数料の収入において、収入証紙特別会計から一般会計への繰出金額を誤っているものがあつた。
- 2 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

周南港湾管理事務所

令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

萩教育事務所

年間の予定使用量を超える切手を保有していた。

安下庄高等学校

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

鹿野高等学校

- 1 令第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。
- 2 物品修繕契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあつた。

防府商業高等学校

授業料の減免について、調定額を変更する時期が遅延しているものがあつた。

西京高等学校

- 1 支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。
- 2 令第167条の2第1項第1号に該当する備品購入の随意契約において、規則第167条第2項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

美祿高等学校

支出負担行為として整理する時期が遅延しているものがあつた。

下関工業高等学校

入学試験料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。  
なお、現在は、消印済みである。

日置農業高等学校

単身赴任手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

徳佐高等学校

入学試験料について、収入証紙に消印が押されていないものがあった。  
なお、現在は、消印済みである。

徳山養護学校

時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあった。  
なお、不足額については、追払い済みである。

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成18年4月4日	山口県監査委員	村田哲雄
	同	小泉利治
	同	竹田義廣
	同	村田博

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
財団法人山口県老人クラブ連合会	平成18年1月27日	村田博
医療法人緑山会	" "	" "
社会福祉法人華世会	" "	" "
社会福祉法人聖光会	2月2日	" "
社会福祉法人慈光福祉会	" "	" "

山口県中小企業団体中央会	"	3日	竹田義廣
財団法人長門市文化振興財団	"	"	"
財団法人山口県文化振興財団	"	6日	村田博
財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	"	"	"
社団法人山口県林業用苗木供給安定基金協会	"	7日	竹田義廣
社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会	"	"	"
社団法人山口県畜産振興協会	"	"	"
財団法人山口県施設管理財団	"	8日	村田哲雄
財団法人山口県教育会	"	"	"
財団法人山口県暴力追放県民会議	"	"	"
財団法人山口県下水道公社	"	9日	小泉利治
社会福祉法人和光苑	"	"	"
社会福祉法人山陽	"	"	"
山口宇部空港ビル株式会社	"	10日	"
社会福祉法人山口向陽会	"	"	"

財団法人山口県老人クラブ連合会

1 県出資金及び県補助金について  
本連合会は、県内における老人クラブの普及と正常な発展を図り、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等200,782,064円のうち80,000,000円を出資している。

また、県は、平成16年度において、山口県老人クラブ連合会事業運営費補助金3,402,000円、老人クラブ等活動推進員設置事業補助金4,068,000円及び高齢者相互支援推進・啓発事業費補助金1,228,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

医療法人緑山会

1 県補助金について  
本会は、病院等を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的として設立され、県は、平成16年度において、軽費老人ホーム事務費補助金28,520,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人華世会

- 1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成16年度において、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金240,900円及び軽費老人ホーム事務費補助金24,330,000円を支出している。

- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人聖光会

- 1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重しつつ総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成16年度において、軽費老人ホーム事務費補助金63,826,000円を支出している。

- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人慈光福祉会

- 1 県補助金について

本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成16年度において、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金696,000円、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金1,051,100円及び軽費老人ホーム事務費補助金62,707,000円を支出している。

- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

た。

山口県中小企業団体中央会

- 1 県貸付金及び県補助金について

本会は、地区内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立され、県は、平成16年度において、短期貸付金として中小企業制度融資資金の原資289,700,000円を貸し付けているほか、山口県中小企業団体中央会補助金141,382,339円及び山口県中小企業団体等補助金2,916,000円を支出している。

- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人長門市文化振興財団

- 1 公の施設の管理委託について

本財団は、長門市の住民一人一人が文化を享受し、文化を育み、文化を創りだすことができる環境づくりを行うことにより、豊かな伝統文化の継承発展と新たな地域文化活動の振興を図り、真に豊かさを実感できる地域社会「豊かであるおいのあるさと長門」の形成と進展に寄与することを目的として設立され、県は、山口県民芸術文化ホールながとの施設及び設備の維持管理業務を委託し、当該委託した施設及び設備に係る利用料金を本財団の収入として収受させている。

- 2 監査の結果

委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県文化振興財団

- 1 県出資金、県補助金及び公の施設の管理委託について

本財団は、地域文化振興事業を行うことにより、本県の風土や伝統に根ざした地域性豊かな文化の創造を進め、もって県民生活の向上と生き生きとした快適な生活が実感できる住みよいふるさとづくりに寄与することを目的として設立され、県は、基本財産1,000,100,000円のうち1,000,000,000円を出資している。

また、県は、平成16年度において、自主企画事業補助金93,651,734円、創造交流事業補助金75,134,000円及び臨時保育ルーム設置促進事業補助金22,000円を支出している。

更に、県は、山口県民文化ホールいわくじ及び秋吉台国際芸術村の施設及び設備の維持管理業務等を委託し、当該委託した施設及び設備に係る利用料金を本財団の収入として収受させている。

- 2 監査の結果  
財政的援助及び委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク

- 1 県出資金及び県補助金について  
本バンクは、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供あっせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産298,147,274円のうち100,000,000円を出資している。

また、県は、平成16年度において、普及啓発事業補助金3,265,000円及び山口県臓器移植連絡調整者設置事業補助金4,809,300円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会

- 1 県出資金について  
本協会は、林業用苗木需給安定基金を設置することにより、林業用苗木の計画的な生産の確保と生産調整の円滑な実施を行い、もって計画的な造林の推進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産52,400,000円のうち39,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会

- 1 公の施設の管理委託について  
本協会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、

山口県聴覚障害者情報センターの施設及び設備の維持管理業務を委託している。

- 2 監査の結果  
委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県畜産振興協会

- 1 県補助金について  
本協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営支援指導、家畜の改良増殖、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策並びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を行うことにより、畜産の健全な発展及び畜産経営の改善と向上を図り、もって本県畜産の振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成16年度において、地域畜産振興事業補助金1,823,000円、移動放牧システム化推進事業補助金460,000円、全国畜産共進会出品対策事業補助金240,000円、肉用牛改良補完事業補助金1,533,000円、肉豚価格安定対策事業補助金2,146,960円、死亡牛適正処理体制構築事業補助金1,197,000円、山口県畜産振興等総合対策事業補助金234,000円、地域自衛防疫推進事業補助金638,000円及び養鶏農家緊急支援対策事業補助金118,706,721円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県施設管理財団

- 1 県出資金及び公の施設の管理委託について  
本財団は、広く県民に施設を開放して、自然保護、体育、スポーツ、文化活動等の推進、啓発及び普及を図り、県民の健全な心身と豊かな都市環境の形成に寄与し、もって県民福祉の増進に資することを目的として設立され、県は、基本金7,500,000円のうち5,000,000円を出資している。

また、県は、都市公園及び山口県立きらら浜自然観察公園の施設および設備の維持管理業務を委託し、山口県立きらら浜自然観察公園にあっては、委託した施設に係る利用料金を本財団の収入として収受させている。

- 2 監査の結果  
財政的援助及び委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県教育会

- 1 県出資金及び県補助金について

本会は、山口県教育の刷新充実を図り、その振興に寄与し、日本の興隆と芸術文化の発展に貢献することを目的として設立され、県は、基本財産202,672,000円のうち、60,000,000円を出資している。

また、県は、平成16年度において、社会教育関係団体活動費補助金405,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県暴力追放県民会議

- 1 県出資金について  
本会議は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等に関する事業を行い、暴力のない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産500,000,000円のうち200,000,000円を出資している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 財団法人山口県下水道公社

- 1 県出資金及び公の施設の管理委託について  
本公社は、流域下水道及び流域関連公共下水道の維持管理に関する業務の受託をはじめ、下水道技術の調査研究及び下水道知識の普及活動等を行い、県及び市町の下水道事業に協力し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産12,000,000円のうち6,000,000円を出資している。

また、県は、周南流域下水道及び田布施川流域下水道の施設及び設備の維持管理業務を委託している。

- 2 監査の結果  
財政的援助及び委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人和光苑

- 1 県補助金について  
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地

域社会において営むことができるよう支持することを目的として設立され、県は、平成16年度において、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金487,800円、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金772,400円及び軽費老人ホーム事務費補助金24,811,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人山陽

- 1 県補助金について  
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成16年度において、社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金578,000円及び軽費老人ホーム事務費補助金26,502,000円を支出している。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 山口宇部空港ビル株式会社

- 1 県出資金及び県貸付金について  
本会社は、貸室業、物品販売業等を営むことを目的として設立され、県は、資本金320,000,000円のうち96,000,000円を出資している。

また、県は、平成16年度において、長期貸付金として山口宇部空港ビル対策事業貸付金331,000,000円を貸し付けている。

- 2 監査の結果  
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

#### 社会福祉法人山口向陽会

- 1 県補助金について  
本会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成16年度において、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金2,711,300円、社会福祉施

設整備関係借入金利息等補助金1,166,100円及び軽費老人ホーム事務費補助金75,758,000円を支出している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

平成十八年四月四日印刷  
平成十八年四月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)